

相模原市総合情報システム利用者登録約款

(登録者)

第1条 本約款に同意し、相模原市総合情報システム(以下「さがみはらネットワークシステム」という。)に所定の登録申請書において、申し込まれた方(団体)で、相模原市が認めた方(団体)を登録者といいます。団体での申し込みの場合、構成員の中から、当該団体のために責任を持ってさがみはらネットワークシステムを利用する方(以下「代表者」という。)を1人登録してもらいます。登録は1人(1団体)1区分1登録のみです。

(利用者登録カードの発行と取扱い)

第2条 相模原市は、登録者に、利用者登録番号(以下「登録番号」という。)を表面に印字した、利用者登録カード(以下「登録カード」という。)を発行します。

2 登録カードはカード上に印字された登録者以外は使用できません。また、登録者は、登録カードを善良なる管理者の注意をもって使用し管理する必要があります。登録者が団体の場合、登録カードはその代表者が使用し管理します。

3 登録者は、他者に登録カードを譲渡、貸与することはできません。さがみはらネットワークシステムの利用により得た、施設等利用の権利についても同様とします。

4 登録カードの使用、管理に際して登録者が前2項に違反した場合において、その違反に起因して登録カードが不正に利用されたときは、登録者はその登録カードに因る全ての不利益について責任を負うものとします。

(有効期間等)

第3条 登録申請され相模原市が登録者と認めた日を登録日とし、登録日から2年間を有効期間とします。

有効期間は延長することができます。

(1) 有効期限から遡り2年の間に利用者登録カードの利用があった場合は、有効期間満了日(以下「有効期限」という。)の翌日から2年間延長します。

(2) 前号以外で有効期間の延長を希望する場合は、所定の延長申請書により申請を必要とします。申請を行うと有効期限の翌日から2年間延長します。手続は有効期限の1ヶ月前からできます。

(3) 有効期間が終了してしまった後、登録カードの利用を希望する場合には新たに登録申請を必要とします。

(利用者登録番号)

第4条 相模原市は登録者全員に異なる登録番号(8桁)を割り当てます。

2 相模原市は登録カード上に印字された登録番号を所定の方法により登録します。また、登録者は登録番号を他に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(暗証番号)

第5条 相模原市は登録者から申出のあった暗証番号を所定の方法により登録します。また、登録者は暗証番号を他に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2 利用申請の際入力された暗証番号と登録された暗証番号との一致を確認してさがみはらネットワークシステムが使用された場合、暗証番号につき盗用その他事故があっても、登録者が使用に係る一切の不利益を負うものとします。

(施設利用申請・料金精算サービス)

第6条 さがみはらネットワークシステムにより利用申請を受け付ける施設に関して、さがみはらネットワークシステムの端末機等より施設利用者本人の登録番号、暗証番号を入力することにより次の手続きのサービスを受けることができます。

- (1) 抽選申込み
- (2) 抽選結果の確認
- (3) 仮予約又は利用申請
- (4) 利用取消
- (5) 口座振替による料金の支払い
- (6) 口座振替による料金の還付

2 第1項の(1)から(6)の手続きは所定の期日に行う必要があります。

3 第1項の(1)の手続きは所定の回数制限に従うものとします。所定の回数制限は、登録カード1枚あたりの制限とします。

(施設規則の遵守)

第7条 利用申請した施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

(使用料等の請求者)

第8条 さがみはらネットワークシステムの端末機等で納入通知した施設の使用料等の請求者は、相模原市、相模原市教育委員会又は施設を管理運営する団体です。将来さがみはらネットワークシステムで利用申請を受け付ける団体が増えた場合は、その後登録者がさがみはらネットワークシステムで当該団体の施設を利用申請したこ

とにより、当該団体を請求者として承認したものとみなします。

(料金の支払)

第9条 さがみはらネットワークシステムの端末機等で納入通知した施設の使用料等は、通知した内容(金額、期日、方法)に従って支払うものとします。

なお、口座振替による場合は、登録者指定の預貯金口座から支払うものとします。

2 前項の支払いにおいて通知した内容で納付されない場合には、当該施設の利用ができない場合があります。

(領収書等)

第10条 相模原市、相模原市教育委員会又は第8条の団体から請求された料金の領収書の発行は、口座振替による場合は、預貯金通帳への記帳により省略します。ただし、施設の窓口で支払った場合は、当該施設にて発行するものとします。

(料金の還付)

第11条 支払った施設の使用料等を還付する必要がある場合は、所定の金額を登録者指定の預貯金口座に振り込むものとします。

(登録カードの紛失、盗難)

第12条 登録カードを盗難その他の事故等により紛失した場合は、登録者は直ちにその旨を別に定める担当窓口(以下「担当窓口」という。)に通知するとともに、廃止届を提出するものとします。

2 前項の手続終了前に他人に登録カードを使用された場合は、その施設の使用料等は登録者の負担とします。

(登録カードの再発行)

第13条 登録カードは原則として再発行しません。ただし、登録カードをき損、汚損した場合等で所定の届を提出し、相模原市が適当と認めた場合はこの限りではありません。

(利用の一時停止)

第14条 登録者の料金支払いが滞っている場合、登録者が本約款に違反した場合等、利用が適当ではないと判断した場合には、第6条のサービスの利用を一時停止することができるものとします。

(届出事項の変更)

第15条 登録者は届け出た氏名、住所、電話番号、預貯金口座等に変更が生じた場合、遅滞なく登録変更届を担当窓口へ提出するものとします。

また、登録区分を追加しようとする場合は、担当窓口へ所定の申請書にて申請するものとします。

2 前項の届出がないために、相模原市、相模原市教育委員会又は第8条の団体からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(登録資格の喪失)

第16条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 本約款のいずれかに違反した場合
- (3) 使用料等、相模原市、相模原市教育委員会又は第8条の団体に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、相模原市が認めた場合
- (5) 登録者が登録資格を喪失した場合
- (6) 住所変更の届を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、相模原市が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相模原市が登録者として不適格と認めた場合

(登録情報の字体)

第17条 申込みされた登録申請書の記入字体が、さがみはらネットワークシステムで取扱い困難である場合には、類似する標準文字又はかな文字で登録するものとします。この場合、さがみはらネットワークシステム端末機等で表示される字体、並びに郵送物等の字体は標準文字又はかな文字となります。

(約款の変更、承認)

第18条 本約款の変更については相模原市が変更内容を公表した後、さがみはらネットワークシステムで施設を利用申請したときは、変更事項を承認したものとみなします。

(その他)

第19条 その他必要な事について別に定めます。